財形年金預金

平成25年1月4日現在

	平成23年1月4日現住		
1. 商品名	·財産形成年金預金(期日指定定期預金方式)		
2. ご利用いただける方	・当金庫と財産形成年金預金取扱契約を締結している企業の満55歳未満の従業員の勤労者の方 ・お一人1契約で、1金融機関に限ります。		
3. 期間	・積立期間5年以上(年1回以上の預入が必要です) ・年金受取開始日までに、6ヵ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払戻は原則としてできません。		
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・給与または賞与からの天引き預入 預入ごとに期日指定定期預金を作成します。 ・1回1,000円以上 ・1円単位		
5. 払戻方法	・年金支払開始日 最終預入日の6ヶ月後応答日から5年後の応答日の間、任意の日を指定できます。 ・年金受取期間 年金支払開始日から5年以上20年以内の期間にわたり設定可能です。 ・払戻 3ヵ月ごとにご指定の口座に振込みます。(年金としてお受取りいただきます) ・受取日は、1日から28日の間でご指定ください。		
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・お預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。・個別の定期預金ごとに満期時に一括してお支払いします。・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算。		
7. 税金	・財産形成住宅預金との合算で550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を越える場合は、元本全額の利子について20.315 %(国税 15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特 別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金 がかかります。		
8. 手数料			
9. 付加できる特約事項	・財形非課税制度の取扱ができます。		
10. 中途解約時の取扱	 ・全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・年金以外の目的で払戻されるときは、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 ・個別の定期預金ごとの解約が満期日前となる場合は、表1「定期預金の期限前解約利率一覧表(期日指定定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。 		
11. 金利情報の入手 方法	・ホームページをご覧いただくか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。		

	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部
12.苦情処理措置· 紛争解決措置		(9時~17時、電話:053-472-2114 フリータ イヤル 0120-046-022)
		にお申し出ください。
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電
		話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあ
		っせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用
		を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部
		部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話03-3517-5825) へお申し出ください。
		また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)お
		よび静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
		なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにも
		ご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利
		な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議シス
		テム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②
		当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調
		停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部
		もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
	 ・財形非課税制	度をご利用の場合でも、1年間に1回以上の預入がない場合等、財
13. その他の参考となる 事項		と満たさない事態が発生した場合は課税扱いとなります。
	•預金保険制度	の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその
	利息が保護の対	対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預
	金元本を合計し	て1,000万円までとその利息が保護されます。
	金元本を合計し	て1,000万円までとその利息が保護されます。

表1 定期預金の期限前解約利率一覧(期日指定定期預金)

預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預金期間が6カ月以上1年未満の場合	預入日の2年以上の利率×40%
預金期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入日の2年以上の利率×50%
預金期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入日の2年以上の利率×60%
預金期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入日の2年以上の利率×70%
預金期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入日の2年以上の利率×90%

(注)小数点第3位以下切り捨て

